

統一連NEWS

発行 安保廃棄 沖縄県統一連

〒900-0012

那覇市泊2-20-7山里アパート101号

電話098-988-8172 FAX098-988-8173

裁判に耐えられない提訴理由 高江恫喝裁判、次回は4/11 座り込みは月内ヤマ場

米軍着陸帯建設に反対し、国に説明と話し合いを求めてきた伊佐真次さんに対して国が通行妨害禁止を求めていた弾圧裁判の控訴審第3回公判が2月19日、福岡高裁那覇支部で開かれました。裁判所はこれまで国に提訴理由を明らかにするよう求め、ようやく提出された釈明をめぐり、伊佐さん側が全面的に反論・批判しました。

国の回答は、例えば、裁判所が「国」による「通行」妨害の意味を問うと、通行ではなく「通路使用」の妨害だと論点をかわそうとしたり、「工事関係者は国ではないのか」と問われれば「国かどうかの問題ではない」などと裁判所の求釈明にもまともに答えたりしないという不誠実なものでした。また、国が伊佐さんに求める「将来」にわたる通行妨害禁止とは、着陸帯完成以降も含む終わりなき禁止だと強弁。工事関係者らの前にたたずむことすら許さないとの見解まで示しました。憲法で保障された表現の自由を許さず、平和的生存生権の保障を阻むものに対する抵抗を敵視するものです。このような国の釈明に対して伊佐さん側は、国の答弁は回答に値せず、著しい人権侵害であり、裁判所は提訴自体を門前払いすべきだと訴えました。

伊佐さんらは今後、オスプレイの運用と着陸帯反対の運動のつながりについて司法にうったえるため、専門家による証言を裁判所に求めていきます。次回第4回公判は4月11日（木）午後2時より開かれます。

さて、高江の現場は今週いっぱいの頑張りが求められています。3月より野鳥の営巣期に入り、騒音・振動をとまなう工事はできなくなるため、国はN4地区での工事のピッチを上げています。現場での座り込みはまさに今週がヤマ場。住民の会からも連日のように支援の要請が寄せられ、統一連加盟組織の頑張りが求められています。

不当判決で埋め立てに司法も加担 控訴して今後も追及

辺野古新基地建設の環境アセスメントで住民が意見を述べる機会を奪われ、手続きを歪めて現地調査を進めたことについて環境アセスのやり直しなどを求めていた裁判で2月20日、那覇地裁は原告の請求を全面的に退ける不当判決を下しました。裁判所はアセスの手続き論に惑わされ内容には一切踏み込みませんでした。事業者が都合の悪い内容を隠せるようにし、一方で住民が意見を出すことを権利として認めないとなれば、アセスの公開・民主の原則を踏みこむものです。最低の環境アセスどころか、アセス以前の問題です。

この結果をふまえて安倍政権は沖縄県に近日公用水面埋め立てを申請する構えで、判決は新基地建設の進捗を後押しするという意味でも十重二十重に不当な判決といえます。原告団は控訴する構えです。

県民大会実行委が解散 たたかいの継続を確認

「オスプレイの配備に反対する県民大会実行委員会」は2月22日に第13回総括実行委員会を開き、組織の解散を確認しました。会合前には常任幹事団体で、一定の役割を終えたとして会合を「総括実行委員会」と位置づけており運営にも不満が残っていました。

会合では、大会を成功させ、東京行動・総理直訴行動もおこなったとして事務局が解散を提案。異論が出されましたが、提案は了承されました。ただ運動そのものは、普天間への追加12機配備、嘉手納配備などの新たな問題を抱えていることもあり、今後もさまざまなかたちで継続させていくことを確認しました。